

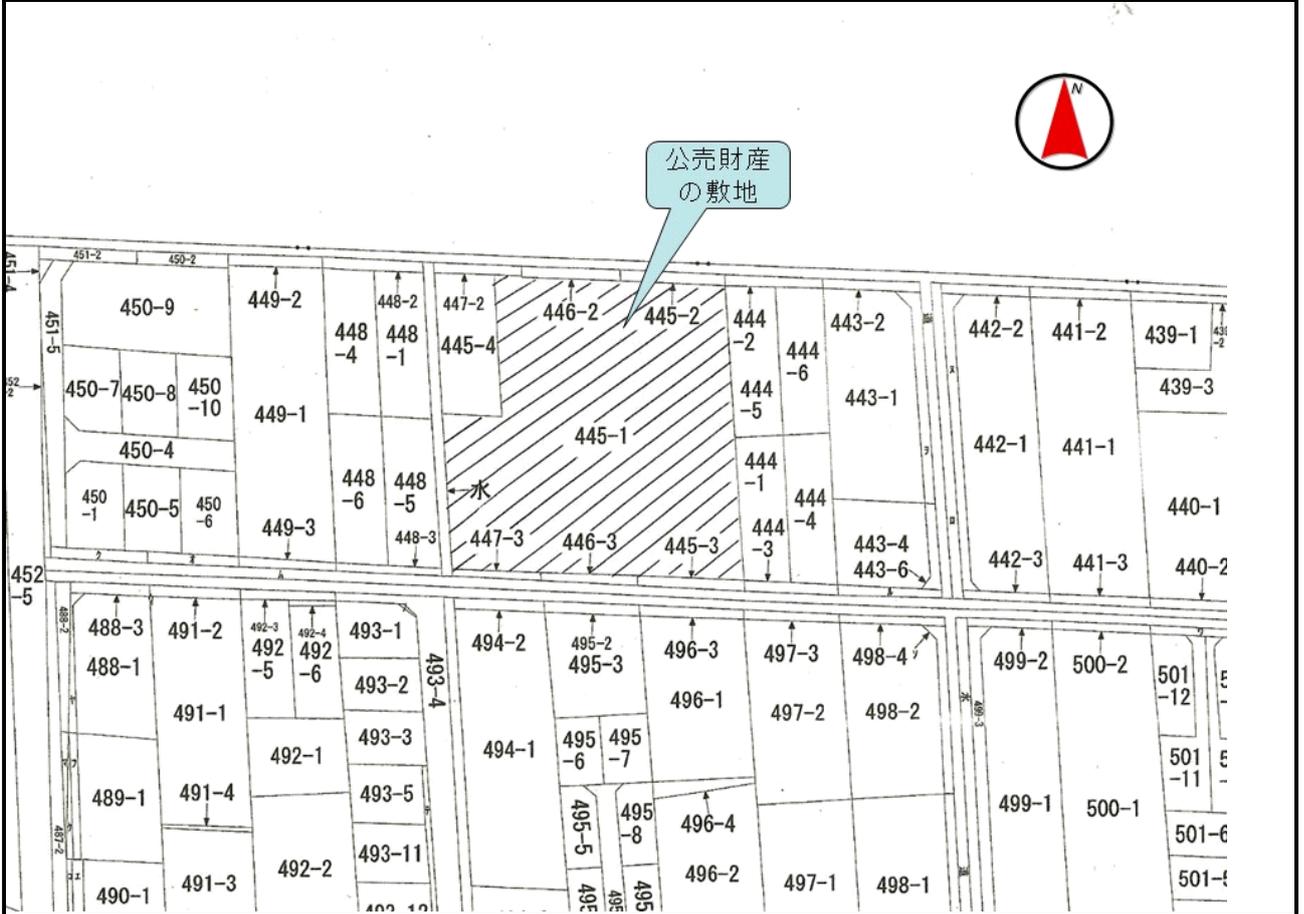
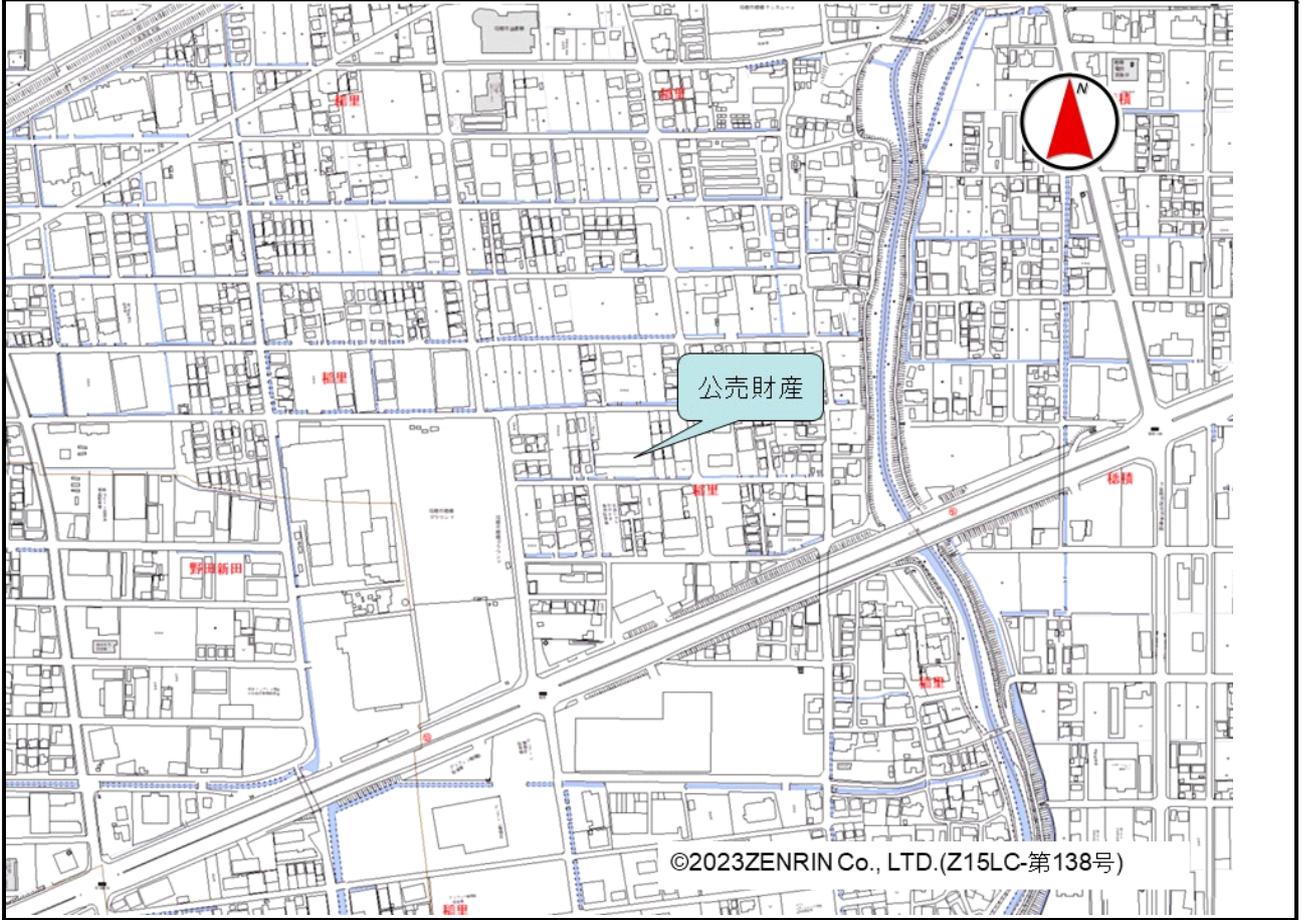
売却区分番号	1035-2		
見積価額	¥3,370,000	公売保証金	¥400,000
財産の表示	<p>1 (一棟の建物の表示)</p> <p>所在 岐阜県瑞穂市稲里字四ノ町 445 番地 1</p> <p>建物の名称 セザール穂積</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 11 階建</p> <p>床面積 1 階 178.83 平方メートル 2 階 557.77 平方メートル 3 階 557.77 平方メートル 4 階 557.77 平方メートル 5 階 557.77 平方メートル 6 階 557.77 平方メートル 7 階 557.77 平方メートル 8 階 557.77 平方メートル 9 階 557.77 平方メートル 10 階 557.77 平方メートル 11 階 557.77 平方メートル</p> <p>(敷地権の目的である土地の表示)</p> <p>土地の符号 1</p> <p>所在 岐阜県瑞穂市稲里字四ノ町 445 番 1</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 2,926.62 平方メートル</p> <p>(専有部分の建物の表示)</p> <p>家屋番号 稲里 445 番 1 の 901</p> <p>建物の名称 901</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建</p> <p>床面積 9 階部分 67.11 平方メートル</p> <p>(敷地権の表示)</p> <p>土地の符号 1</p> <p>敷地権の種類 所有権</p> <p>敷地権の割合 100000 分の 1293</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
駐車場の有無	有	総戸数	81
公法上の規制	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%		
接道状況	北側 幅員約 6 メートル舗装市道 ほぼ等高接面 南側 幅員約 6.2 メートル舗装市道 水路を介してほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	平成 4 年 1 月 10 日新築 (登記による) 公売財産は令和 7 年 5 月 23 日現在、使用されていない。		

売却区分番号	1035-2		
見積価額	¥3,370,000	公売保証金	¥400,000
管理状況等	<p>・公売財産の管理は、管理委託契約に基づき管理会社である一般社団法人次世代管理組合サポート機構が行っている。</p> <p>・公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有権の権利義務を承継する。</p> <p>公売財産に係る管理費等については、次のとおりである。</p> <p>(1)管理費 月額 6,100円</p> <p>(2)修繕積立金 月額 5,200円</p> <p>なお、令和7年6月16日現在、管理費等372,900円（令和4年11月から令和7年6月までの分）が未納である。</p> <p>・公売財産に係る駐車場使用料については、月額6,700円である。</p> <p>なお、公売財産の買受人は、「セザール穂積管理規約（セザール穂積管理組合）」に基づき、所有者の権利義務を承継する。</p> <p>おって、令和7年6月16日現在、未納駐車場使用料221,100円（令和4年11月から令和7年6月までの分）が未納である。</p> <p>・この管理委託その他の内容については、当該管理会社に確認すること。</p> <p>一般社団法人次世代管理組合サポート機構 電話 052-746-9919</p>		
特記事項	<p>・令和7年5月23日現在、公売財産内部には、公売財産所有者の動産類が放置されている。</p> <p>・動産類の中に仏壇があるが、関係者から魂抜き済みである旨を聴取している。</p>		
住居表示等	岐阜県瑞穂市稲里445番地1		
最寄駅等	JR（東海） 東海道本線 穂積駅 徒歩約19分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。</p> <p>・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。</p> <p>・凶面は、現況と異なる場合があります。</p> <p>・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。</p> <p>・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。</p> <p>・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うこととなります。</p> <p>・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。</p> <p>・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。</p> <p>・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、</p>		

売却区分番号	1035-2		
見積価額	¥3,370,000	公売保証金	¥400,000
	<p>その売却決定を取り消します。</p> <p>・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。</p>		
陳述書等の提出について	<p>・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</p> <p>暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p> <p>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。</p> <p>・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</p> <p>なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。</p>		

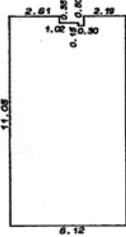
売却区分番号

1035-2

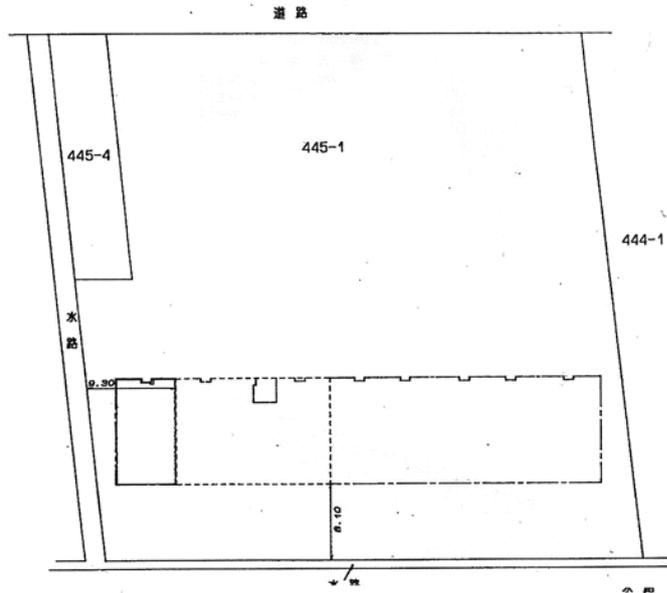


売却区分番号

1035-2



面積計算表		
2.61 x	11.05 =	28.8405
1.02 x	10.70 =	10.9140
0.30 x	10.55 =	3.1650
2.19 x	11.05 =	24.1995
床面積		67.1190
床面積		67.11 m <sup>2</sup>



建物の存する部分



901号室

売却区分番号

1035-2

